

新たな相談窓口について

平成27年6月19日

保護第一課・保護第二課

生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日）に基づき、本区においても生活保護に至る前の方を支援するため、新たな相談窓口を開設致しました。

(1) 相談内容（※別添参照）

- ・生活困窮に関する相談全般
- ・失業、離職等に伴う再就職に関する相談
- ・家計の見直しや多重債務整理に向けた支援 など

(2) 支援内容

- ・相談者の状況に応じた支援計画の作成
- ・活用できる制度（サービス）の確認と適切な部署への繋ぎ
- ・ハローワーク等と連携した就労支援や職場定着支援

また、上記窓口にて、昨年度までの「住宅支援給付」に相当する「住居確保給付金」の申請受付も行っております（※裏面参照）。

※不動産関係の方々へお願い

①上記窓口の活用をお願いします。

家賃滞納等により生活困窮状態であると思われる方がおりましたら、上記窓口をご活用ください（個人情報関係もありますので、困窮者本人からご連絡いただきますようお願いいたします）。

なお、生活を立て直すには、早い段階からの支援がより有効となりますので、気になる方がいらっしゃいましたら早めにご案内ください（その方が失業中であれば、住居確保給付金の支給が可能な場合があります）。

②困窮者の入居についてご協力をお願いします。

実際の相談でも「家賃が高いので転居したい」という相談が多く寄せられています。状況によっては、本人に代わって上記窓口の支援員が不動産会社に入居のご相談をさせていただくことがありますので、その際は可能な限りご協力をお願い致します。

※困窮者の自立促進のため、不動産関係者とも連携を図りたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

《連絡先》 保護第一課 自立相談支援窓口 （電話）3647-8487
保護第二課 自立相談支援窓口 （電話）3637-3741

生活保護「住宅扶助基準額」の見直しについて(平成27年7月1日から)

生活保護受給者の「住宅扶助」について、平成27年7月1日、基準額の見直しが全国で行われます。
(ただし平成27年6月現在受給中の世帯への適用は、契約更新時期等になります。)

平成27年7月以降、家賃額が基準額を超える世帯には、経過措置が適用される場合等を除き、転宅が必要となることがあります。新しい基準額の範囲内の物件確保に御協力をお願いいたします。

【見直しの内容】

- ◎ 住宅扶助上限額の見直し ・ 全国各地域における家賃実態、近年の家賃物価の動向を反映したもの
- ◎ 区分の見直し ・ 世帯人数区分、人数別の上限額、地域区分の見直し
- ◎ 1人世帯における床面積別の住宅扶助上限額の新設(緩和措置有) ・ 床面積が15㎡以下の場合に減額

～ 都内における取扱い ～ (以下表の と 箇所が減額対象となる部分です。)

[基準額] <特別区23区全域>

単位:円

◎1級地	単身世帯(*)	2人	3～5人	6人	7人以上	(*)床面積別上限額		
現行基準	53,700		69,800		83,800	11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
新基準	変動なし(53,700)	64,000	変動なし(69,800)	75,000	変動なし(83,800)	48,000	43,000	38,000

[敷金等] 単位:円

敷金等	特別基準額×4
更新料	特別基準額×1.5

特別基準・車椅子使用の障害者等がいる場合、地域に基準額の範囲内の物件がない場合等に適用が可能
(例)1級地単身者特別基準額…69,800円

(※)経過措置等(福祉事務所の判断により適用を検討)

- ① 減額の適用を契約更新時まで猶予
- ② 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の基準額を適用
- ③ 自立助長の観点から当該住居への居住が必要と認められる場合等は、床面積別上限額を適用しない

～江東区福祉事務所の管轄地域～

	所在地	担当地域
保護第一課	江東区役所2階24番	清澄、常盤、新大橋、森下、平野、三好、白河、佐賀、永代、福住、深川、冬木、門前仲町、富岡、牡丹、古石場、越中島、塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、辰巳、潮見、青海、千石、石島、千田、海辺、扇橋、猿江、住吉、毛利、木場、東陽、東砂6～8丁目、南砂、新砂
保護第二課	総合区民センター1階	亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、新木場、夢の島、若洲

◎ お問い合わせ (担当) 江東区福祉事務所 保護第一課 電話:03-3645-3101(代表)
保護第二課 電話:03-3637-2701(代表)